

令和元年（行ウ）第275号、同第598号 環境影響評価書確定通知取消請求事件

原告 鈴木陸郎 外47名

被告 国

2021年（令和3年）1月22日

東京地方裁判所民事第2部Cd係 御中

準備書面 9

原告ら訴訟代理人

弁護士 小 島 延 夫

弁護士 久 保 田 明 人

弁護士 千 葉 恒 久

弁護士 森 詩 絵 里

弁護士 呉 東 正 彦

弁護士 長 谷 川 幸

弁護士 浅 岡 美 恵

1 菅義偉首相の2050年カーボンニュートラル宣言と「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」

菅義偉首相は、令和2年（2020年）10月26日、第203国会の冒頭、所信表明演説において、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言し、そのための施策として、「省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入」し、「石炭火力発電に対する政策を抜本的に転換」するとした（甲174）。

それを受けて、政府は、同年12月25日に、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を公表し、2050年カーボンニュートラルを実現するために、「高い目標を設定し、あらゆる政策を総動員」して、「関係省庁が一体となって、取り組んでいく。」との産業政策を策定した。「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の中では、「2050年カーボンニュートラルに向けては、温室効果ガス排出の8割以上を占めるエネルギー分野の取組が特に重要となる。」「電力部門の脱炭素化は、大前提である。」としている。

2 1. 5℃目標を実現するための2050年カーボンニュートラル宣言ーパリ協定とIPCC 1. 5℃特別報告書、それを受けた、2019年国連気候行動サミット・Climate Ambition Allianceの動きー

2050年カーボンニュートラル宣言は、1. 5℃目標を実現するためのものである。

2015年12月に採択されたパリ協定は、産業革命前から気温上昇を、2℃を十分下回り、1. 5℃に抑制する努力をすることを目標とした。これは、現在進行しており、深刻な被害を世界各地に及ぼしつつある地球温暖化を最小限に止めるためであった。

米国トランプ政権のパリ協定からの離脱にもかかわらず、翌2016年1

1月にパリ協定が発効したのは、地球温暖化を最小限に止める必要性が国際社会の共通認識となっていたからである。同年11月、日本政府もパリ協定を締結した。

その後、2018年10月にIPCCが公表した1.5℃特別報告書（甲12）は、2018年時点で、人為的な活動により産業革命前と比較して約1℃上昇していること、現在の進行速度で温暖化が続けば、2030年から2052年までの間に1.5℃の上昇に達する可能性が高いことを指摘した。

また、同報告は、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑制した場合であっても、平均気温の上昇に伴う南極の氷床の不安定化や一部の生態系に不可逆的な悪影響が生じ、また極端な気象現象の程度や頻度の増加、健康・水・食料・生計のリスクの増大、ひいては人間の安全保障や経済成長といった人類の生存に対する影響が生じることを指摘した。

そして、上記リスクは地球平均気温が2℃上昇すれば、さらに増加し、以下のようなより深刻な影響を及ぼすことも指摘している。

- 人が居住するほとんどの地域で極端な高温の増加
- 海水面の上昇（1.5℃の場合、2℃よりも上昇が約0.1m低くなる）
- 夏季における北極の海氷の消滅（2℃だと10年に1回、1.5℃だと100年に1回程度）
- サンゴへの影響（2℃だとほぼ全滅。1.5℃だと70～90%死滅）

そして、IPCC 1.5℃特別報告書は、1.5℃を超えない気温上昇に止めるためには、2050年にも世界の排出を実質ゼロとする必要があること、とりわけ今後の10年間の取組みが重要であり、現状の排出が続けば2030年にも1.5℃に達すること、他方、パリ協定に基づき各国が提出した目標による2030年の排出量では、1.5℃に抑制することはできず、将来の大規模な二酸化炭素除去方策の導入が必要となる可能性があることを

指摘した。

それを受けて、各国や企業・地方自治体などは、1.5℃を超えない気温上昇に止めるために、2050年までに自国の二酸化炭素排出量を実質ゼロとする取り組みを開始した。

そして、アントニオ・グテーレス国連事務総長は、各国政府首脳などすべてのリーダーに対し、「今後10年間で温室効果ガス排出量を45%削減し、2050年までに実質排出量ゼロを達成するために、2020年までに各国が決定する貢献（NDCs）を強化するための具体的、現実的計画を持って、ニューヨークで開かれる国連気候行動サミットに参集する」ように呼びかけ、2019年9月には、国連気候行動サミットが開催された。

同サミットでは、2050年カーボンニュートラルを宣言した国の同盟（Climate Ambition Alliance）が立ち上がった。Climate Ambition Allianceには、日本が参加する前の時点で、120カ国とEUが参加している。

このように、2050年カーボンニュートラルという目標は、パリ協定及びIPCC 1.5℃特別報告書を受けて、1.5℃を超えない気温上昇に止めるために必要なものとして各国で宣言されていった。

日本における、2020年10月26日の2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ、カーボンニュートラル宣言もこうした流れの中で、1.5℃を超えない気温上昇に止めるために宣言されたものである。

3 日本での気候危機と国会での2020年11月の非常事態宣言

日本でも既に、これまで数十年に一度といわれてきた気候災害が毎年のように発生し、今後、さらに激甚化し、頻度が増すことが予測されていることは、原告準備書面2の14ページ以下及び原告準備書面6（1）等で指摘してきた。

さらに、2019年10月の台風19号に伴う関東・東北地方を襲った豪

雨災害について、気象研究所の分析によれば（2020年12月24日公表）、関東甲信地方に降った雨の総量は、1980年以降の気温及び海面水温の上昇によって10.9%、工業化以降（産業革命以降と同旨）の気温及び海面水温の上昇によって13.6%増加したことが明らかにされた（2020年12月24日気象研究所報道発表資料・甲175）。同発表資料では、「気温が1度上昇すると、大気中に含むことできる水蒸気量（飽和水蒸気量）が7%程度増加することが分かっています」「今回のシミュレーションでも期間最大の可降水量（鉛直方向に積算した水蒸気量）を比較すると、台風経路の近傍や関東地方やその周辺で7%程度増加しています。よって、今回の実験から得られた降水量の増加率（10.9%と13.6%）は、水蒸気の増加率（7%）よりは大きな値であったことが分かりました。この理由の一つとしては、南海上から北上し上陸するまでの台風の中心付近の気圧が気温上昇除去実験よりも再現実験の方が低い、すなわち台風自体が強くなっていることが考えられます。」としている。

また、原告準備書面6（2）において具体的に指摘したように、日本の周辺海域において、地球温暖化によって、すでに深刻な漁業被害が起きており、それが今後の地球温暖化の進展によって、より深刻化していくと予測されている。

気候変動は、生命、健康、生活や産業の基盤に深刻な影響をもたらす気候危機と認識されるに至っている。2019年12月20日に出されたオランダ最高裁判決（甲第82号証）等、海外では司法においても人権侵害ととらえられている。

そうした中で、日本でも2020年11月に、衆議院及び参議院で気候非常事態宣言が決議された。

気候非常事態宣言決議（衆議院・本会議2020年11月19日可決）

近年、地球温暖化も要因として、世界各地を記録的な熱波が襲い、大規模な森林火災を引き起こすとともに、ハリケーンや洪水が未曾有の被害をもたらしている。我が国でも、災害級の猛暑や熱中症による搬送者・死亡者数の増加のほか、数十年に一度といわれる台風・豪雨が毎年のように発生し深刻な被害をもたらしている。

これに対し、世界は、パリ協定の下、温室効果ガスの排出削減目標を定め、取組の強化を進めているが、各国が掲げている目標を達成しても必要な削減量には大きく不足しており、世界はまさに気候危機と呼ぶべき状況に直面している。

私たちは「もはや地球温暖化問題は気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っている」との認識を世界と共有する。そしてこの危機を克服すべく、一日も早い脱炭素社会の実現に向けて、我が国の経済社会の再設計・取組の抜本的強化を行い、国際社会の名誉ある一員として、それに相応しい取組を、国を挙げて実践していくことを決意する。その第一歩として、ここに国民を代表する国会の総意として気候非常事態を宣言する。

右決議する。

4 本件環境影響評価との関係

パリ協定は、本件環境影響評価の前に締結され、IPCC 1.5℃特別報告書に記載されている内容も、2016年の時点で判明していたことが多い。そもそも、IPCC 1.5℃特別報告書は、本件訴訟の対象である、本件確定通知が発出される前に出されており、判断にあたり、考慮に入れるべき重要な知見であった。

菅義偉首相の、令和2年（2020年）10月26日の「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」との宣言は、

1. 5℃を超えない気温上昇に止めることが必要不可欠であることが公式に政府によって確認されたものである。

本件新設石炭火力発電所の建設は、環境影響という点で、1. 5℃を超えない気温上昇に止めることと著しく矛盾する。

本件環境影響評価は、本件新設石炭火力発電所による影響を十分に調査・予測していないことは、準備書面6に記載した通りである。それどころか、国が自ら作成した発電所アセスの手引きに記載したことすらも、簡略化できる場合だとして行なっていないことも、準備書面8に記載した通りである。以上の通り、本件環境影響評価の手続きに瑕疵があることはすでに明らかである。

国が、1. 5℃を超えない気温上昇に止めるため、2050年カーボンニュートラルを実現することが必要不可欠であると確認し、政策としても「電力部門の脱炭素化は、大前提である。」とした。

そうである以上、上記の手続的瑕疵の是正を求めることが、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため特に必要があり、かつ、適切であることは明白である。

以 上